

2026年2月17日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

当社は、当社（以下「GMO-FH」といいます。）の完全子会社である GMO コイン株式会社（以下「GMO コイン」といいます。）との間で、2026年2月4日付で吸収分割契約を締結し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に従い、「吸収分割に係る事前開示事項」（以下「原事前開示事項」といいます。）を備え置きしておりますが、GMO-FH 及び GMO コインにおいて、各々の2026年2月17日開催の取締役会で各々の2025年12月期に係る計算書類が承認されたことに伴い、各々の最終事業年度が更新されましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条第7号の規定に基づき、原事前開示事項第3項第3号、第4項の記載及び別紙2「吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」を下記のとおり変更いたします。

記

3. 吸収分割承継会社についての事項

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はございません。

4. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はございません。

以上

別紙2 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	468,580	流動負債	456,275
現金及び預金	14,108	預り金	14,257
預託金	57,106	預り暗号資産	360,427
預け金	4,621	借入暗号資産	15,494
自己保有暗号資産	21,378	受入保証金	42,407
貸付暗号資産	137	デリバティブ取引	2,502
利用者暗号資産	360,427	約定見返勘定	82
差入保証金	5,180	短期借入金	12,500
デリバティブ取引	4,893	1年内返済予定の	6,000
未収入金	340	長期借入金	
未収収益	46	未払金	216
その他	340	未払費用	1,679
		未払法人税等	635
		賞与引当金	15
		その他	56
固定資産	49	負債合計	456,275
有形固定資産	1	純資産の部	
器具備品	1	株主資本	12,354
投資その他の資産	48	資本金	1,100
繰延税金資産	43	資本剰余金	5,121
その他	7	資本準備金	2,658
貸倒引当金	△3	その他資本剰余金	2,463
		利益剰余金	6,133
		その他利益剰余金	6,133
		繰越利益剰余金	6,133
		純資産合計	12,354
資産合計	468,629	負債・純資産合計	468,629

損益計算書

(自 2025 年1月1日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		7,398
暗号資産売買等損益	4,009	
外国為替証拠金取引損益	598	
受入手数料	2,561	
金融収益	209	
その他営業収益	19	
営業費用		
販売費及び一般管理費		4,225
営業利益		3,172
営業外収益		8
受取利息	7	
その他	0	
営業外費用		620
支払利息	449	
デリバティブ損失	149	
その他	21	
経常利益		2,559
税引前当期純利益		2,559
法人税等		766
法人税、住民税及び事業税	742	
法人税等調整額	24	
当期純利益		1,793

株主資本等変動計算書

(自 2025 年1月1日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
2025 年 1 月 1 日 残高	1,100	2,658	2,463	5,121	4,743	10,965	10,965
当期変動額							
剰余金の配当					△403	△403	△403
当期純利益					1,793	1,793	1,793
当期変動額合計	—	—	—	—	1,389	1,389	1,389
2025 年 12 月 31 日 残高	1,100	2,658	2,463	5,121	6,133	12,354	12,354

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)の規定に準拠して作成しております。
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
器具備品 5年～10年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客(国内居住者に限る)に対し、約款等に基づいて、暗号資産の取引所として顧客間の取引の約定成立を履行する義務及び顧客から預かった暗号資産建玉を保管する義務を負っております。当該履行義務はそれぞれ約定日及び営業日が切り替わる時点で充足されることから、約定日及び営業日が切り替わる時点(一時点)で収益を認識し、損益計算書上の受入手数料に計上しております。

当社は、顧客(国内居住者に限る)に対し、約款等に基づいて、顧客から預かっている暗号資産のステーキングを代行し、当社の手数料を除いた報酬を顧客に付与する義務を負っております。当該履行義務は報酬を顧客に付与した時点で充足されることから、報酬を付与した時点(一時点)で収益を認識し、損益計算書上の受入手数料に計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 暗号資産取引に係る会計処理
顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産取引に係る損益(評価損益を含む)は、損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

活発な市場が存在する保有暗号資産は、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表上の自己保有暗号資産に計上するとともに、帳簿価額との差額は損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

預託者から預かっている暗号資産は、貸借対照表上の利用者暗号資産及び預り暗号資産としてそれぞれ資産及び負債に計上し、活発な市場が存在する保有暗号資産と同様の方法により評価を行っており、評価損益は計上していません。

暗号資産取引に係る利用者からの預り金は、資金決済法第 63 条の 11 第 1 項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 26 条に定める方法により分別管理しており、貸借対照表上の預託金及び預り金としてそれぞれ資産及び負債に計上しております。

ハードフォークによるスプリット又はエアドロップ等により取得した暗号資産については、当社の暗号資産取引所又は暗号資産販売所、または当社が通常使用する主要なカバー先暗号資産交換業者において、継続的な価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われていると判断した場合に、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上しております。

自己保有暗号資産のステーキングにより報酬として受領した活発な市場が存在する暗号資産については、市場価格に基づく価格をもって貸借対照表上の自己保有暗号資産に計上するとともに、損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

③暗号資産証拠金取引の会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる暗号資産証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

評価損益は、顧客及びカウンターパーティーを相手方とする暗号資産証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客及びカウンターパーティーごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ取引勘定に計上しております。

顧客から暗号資産証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条第 1 項第 1 号に定める方法により区分管理しており、貸借対照表上の預託金及び受入保証金としてそれぞれ資産及び負債に計上しております。

④外国為替証拠金取引の会計処理

顧客及びカウンターパーティーとの間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受を損益計算書上の外国為替証拠金取引損益勘定に計上しております。

評価損益は、顧客及びカウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客及びカウンターパーティーごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ取引勘定に計上しております。

顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 143 条第 1 項第 1 号に定める方法により区分管理しており、貸借対照表上の預託金及び受入保証金としてそれぞれ資産及び負債に計上しております。

⑤関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

暗号資産の貸付及び借入についてはそれぞれ貸付暗号資産及び借入暗号資産を計上しており、貸し付けた暗号資産及び借り入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

当社は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を、当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました預託金利息は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「営業収益」の「金融収益」に区分掲記しております。

なお、前事業年度の預託金利息は 32 百万円であります。

4. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 43 百万円

6. 暗号資産に関する注記

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額
保有する暗号資産(預託者から預かっている暗号資産を除く)	21,378 百万円
貸し付けている暗号資産	137 百万円
立て替えている暗号資産(注)	29 百万円
預託者から預かっている暗号資産	360,427 百万円
合計	381,972 百万円

(注) 立て替えている暗号資産は、貸借対照表上の「流動資産」の「その他」に含めて計上しております。

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量 (単位)		貸借対照表計上額	
ビットコイン	525.923	BTC	7,209	百万円
イーサリアム	21,850.905	ETH	10,164	百万円
ビットコインキャッシュ	2,120.199	BCH	198	百万円
ライトコイン	8,696.833	LTC	104	百万円
エクスアールピー	8,812,057.303	XRP	2,519	百万円
ネム	0.013	XEM	0	百万円
ステラルーメン	2,092,187.924	XTM	65	百万円
ベーシックアテンショントークン	0.906	BAT	0	百万円
オーエムジー	1,665.680	OMG	0	百万円
テゾス	318,325.157	XTZ	24	百万円
クアンタム	0.069	QTUM	0	百万円
エンジンコイン	9.176	ENJ	0	百万円
ポルカドット	145,429.352	DOT	40	百万円
コスモス	57,897.962	ATOM	17	百万円
モナコイン	0.345	MONA	0	百万円
シンボル	0.027	XYM	0	百万円
カルダノ	1,236,949.804	ADA	64	百万円
メイカー	0.000	MKR	0	百万円
ダイ	114,650.123	DAI	17	百万円
チェーンリンク	22,448.349	LINK	43	百万円
FCRコイン	63,869,055.000	FCR	11	百万円
ドージコイン	24,696,926.515	DOGE	452	百万円
ソラナ	15,309.297	SOL	297	百万円
フレア	112,392,250.168	FLR	180	百万円
アスター	6,465,702.837	ASTR	9	百万円
ファイルコイン	9,635.791	FIL	1	百万円
ザ・サンドボックス	83,985.716	SAND	1	百万円
チリーズ	565,226.522	CHZ	3	百万円
アバランチ	2,676.855	AVAX	5	百万円
ノットアホテルコイン	48,274.300	NAC	48	百万円
ピスネットワーク	7,141,662.000	PYTH	62	百万円
ミッドナイトトークン	10,077.241	NIGHT	0	百万円

② 活発な市場が存在しない暗号資産

当該事項はございません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

器具備品 3 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 6 百万円

短期金銭債務

6,297 百万円

(3) 貸出コミットメント契約

当社は、暗号資産事業及び FX 事業における運転資金の効率的な調達を目的として、複数の金融機関とコミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	12,500	百万円
借入実行残高	12,500	百万円
差引額	—	百万円

(4) 極度貸付契約

当社は、暗号資産事業及び FX 事業における運転資金の効率的な調達を目的として、親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社と極度貸付契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

極度額の総額	12,000	百万円
借入実行残高	—	百万円
差引額	12,000	百万円

8. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	2,159 百万円
営業取引以外の取引による取引高	472 百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 31,617 株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はございません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月18日	普通株式	子会社株式	403 百万円	—(注)	2025年3月18日	2025年4月1日

(注) 当社の子会社である CardinalChain Software, Inc. の全株式を、親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社に対して割り当てることとしており、1株当たり配当額は定められておりません。本取引により、CardinalChain Software, Inc. は当社の子会社に該当しないこととなりました。

- ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はございません。

- (4)新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数に関する事項
該当事項はございません。

10. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	20 百万円
未払費用	12 百万円
賞与引当金	4 百万円
その他	7 百万円
繰延税金資産小計	45 百万円
評価性引当額	1 百万円
繰延税金資産合計	43 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	1 百万円
繰延税金資産の純額	43 百万円

(2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、GMO フィナンシャルホールディングス株式会社を親会社とするグループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従っております。

11. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、暗号資産の売買や店頭デリバティブ取引(暗号資産証拠金取引及び外国為替証拠金取引)を提供しております。店頭デリバティブ取引は、顧客との間で自己が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、当社にはポジション(持ち高)が発生します。当社は発生したそれらのポジションの為替変動リスクや価格変動リスクを低減するため、財政状態を基礎としたポジション限度枠を定め、カウンターパーティーその他の金融機関との間で適宜カバー取引を行うことにより、保有するポジション額をその範囲内に留めております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、店頭デリバティブ取引に付随するものであり、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを有しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

顧客との間で行われる店頭デリバティブ取引については、急激な相場の変動等の要因により、顧客が差し入れている証拠金を超える損失が発生する可能性があり、この場合、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。当社は、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。当該信用リスクについては、顧客の証拠金維持率（顧客が保有する未決済ポジションに対する時価の証拠金の比率）が一定の値を下回った場合、未決済ポジションを強制決済する自動ロスカット制度を採用することにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

一方、カウンターパーティーとの間で行われるカバー取引については、カウンターパーティーに対する差入証拠金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。当該カウンターパーティーの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティーを選別し、定期的に格付け情報の変更等の信用状況の変化を確認する等により与信管理を行っております。

その他業務全般において、関係諸法令の要求に基づき、顧客から預託を受けた金銭は信託を行う必要があります。当該金銭のうち、信託財産は委託先である信託銀行等が破綻に陥った場合でも、信託法によりその財産は保全されることとなっており、信託銀行等の信用リスクからは遮断されております。

ロ. 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

店頭デリバティブ取引及びその他業務全般において、証券金融会社やカウンターパーティーへの預託が必要となる保証金及び証拠金の差し入れや、取引等に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレにより一時的な資金負担の増加に伴う流動性リスクが発生します。当社は手元流動性の維持に加え、複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得し、急激な資金需要に備えております。

ハ. 市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）の管理

行われる店頭デリバティブ取引については、取引の都度、当社にはポジション（持ち高）が発生するため、そのポジションに対し市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク）を有することとなります。

当該市場リスクについては、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーやカウンターパーティーとの間で反対売買を行うカバー取引を行うことでリスクの回避を図っております。ただし、システムトラブル等の原因によりカバー取引が適切に行われなかった場合やポジション管理の不備が生じた場合には、ヘッジが行われていないポジションについて当該市場リスクを有することとなります。当社は、保有するポジション額をシステムにより自動制御し、一定の閾値を超過した場合にはアラートにより検知する体制をとっております。アラート検知時には直ちに対応できるようモニタリング体制を構築しており、顧客取引、自己保有及びカバー取引の各ポジション状況を継続的に監視することで、リスク限度枠内での運用を定期的に確認する等、定められた方針に基づき管理を行っております。

一方、カウンターパーティーとの間で行われるカバー取引については、カウンターパーティーの意向によりカバー取引が実行できないという流動性リスクを有しております。当該リスクに関して、当社は流動性を確保するために複数のカウンターパーティーを選定することにより、流動性リスクを分散しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引(※1)	2,390	2,390	—

1年内返済予定の 長期借入金(※2)	6,000	5,986	△13
-----------------------	-------	-------	-----

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(※2)長期借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、現金及び預金、預託金、預け金、差入保証金、未収入金、預り金、受入保証金、短期借入金、未払金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引であります。

店頭暗号資産証拠金取引及び店頭外国為替証拠金取引について、決算日における契約額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	暗号資産証拠金取引				
	売建	7,786	—	611	611
	買建	1,530	—	41	41
	外国為替証拠金取引				
	売建	31,468	—	△731	△731
	買建	23,143	—	2,470	2,470
合計		—	—	2,390	2,390

12. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金 額	科目	期末残 高
親 会 社	GMOフィナンシャルホールディングス株式会社	(被所有) 直接 100.0	役員の 兼任 役務の 受入 資金の 借入	資金の借入 (注1)	62,000	短期借入金	—
				資金の返済 (注1)	73,000		
				支払利息 (注1)	97	未払費用	—
				資金の借入 (注2)	—	1年内返済 予定の長期 借入金	6,000
				資金の返済 (注2)	—		

				支払利息 (注2)	299	未払費用	50
				システム業 務委託等 (注3)	1,472	未払費用	108

(注1) 親会社との間で極度貸付契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 親会社との間で劣後タームローン契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 当社のシステム開発・保守等を委託しております。取引金額についてはGMOフィナンシャルホールディングスより提示された金額を基礎として交渉の上、決定しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	390,753 円 77 銭
(2) 1株当たり当期純利益	56,710 円 59 銭

14. 重要な後発事象に関する注記

システム開発・運用・保守等事業の承継

当社は下記のとおり親会社の GMO フィナンシャルホールディングス株式会社との間で、2026 年2月4日付で吸収分割契約を締結し、2026 年4月 1 日付でシステム開発・運用・保守等事業(以下、「本事業」という。)の一部を承継する会社分割(以下、「本会社分割」という。)を実施することとしております。

(1) 対象となる事業の名称及び当該事業の内容

当社の親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社のシステム開発・運用・保守等事業

(2) 企業結合日

2026 年4月 1 日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

GMO フィナンシャルホールディングス株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

(4) その他取引の概要に関する事項

当社は、東京証券取引所への上場準備を進めるなかで、経営の独立性及び機動性をより一層高めることを最優先課題としております。これまで親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社に集約・統合されていたシステム開発・運用・保守機能、及び当該事業に関連する資産の所有権を当社へ移転・承継させることにより、システム基盤の自社保有化を完了させ、事業継続における独立性の確保を図ります。また、本事業を承継することで、システム開発から運用・保守までを一気通貫で自社内に管理する体制を構築し、意思決定の迅速化と開発リソースの最適化を推進することで、さらなるサービス価値の向上と持続的な事業成長を目指してまいります。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理することとしております。

事業報告

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016 年 10 月に設立し、2017 年 5 月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。また、2020 年 5 月に第一種金融商品取引業者に登録されております。また、当社は現在、東京証券取引所への株式上場に向けた準備を開始しております。株式上場を通じて、経営体制の更なる強化と透明性の向上を図り、グループ全体の企業価値向上に貢献していく方針であります。なお、上場準備にあたっては、引き続き親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社の連結子会社であることを前提としております。

当事業年度においては、前事業年度から継続した取り組みに加え、以前より提供している「ステーキングサービス」においてイーサリアム (ETH) 銘柄の追加や銘柄別運用改善、報酬還元の強化、各種キャンペーンの実施等を通してより高いサービス提供に努めてまいりました。

4 月には当社の子会社である「CardinalChain Software, Inc.」の全株式を親会社である GMO フィナンシャルホールディングス株式会社に対して現物配当を行い、同社を当社子会社から除外しております。本件は、当該子会社を親会社に集約することにより、グループ経営の高度化および経営資源の最適化を図ることを目的としたものです。

当事業年度の暗号資産市場は、年初においては米国経済の動向に影響を受け取引量も活況ありましたが、2 月以降は関税問題等に反応して暗号資産市場も不安定な相場が続きました。暗号資産価格も徐々に低迷し、3 月にはビットコイン (BTC) 価格が年初来安値を更新し、さらに 4 月にはこれを下回る水準となる 1,128 万円台を記録するなど、下落基調で推移しました。

その後は複数の大手資産運用会社による暗号資産市場への参入報道やトランプ大統領の暗号資産に対するポジティブな発言等により価格上昇に寄与しました。10 月には BTC 価格は再び史上最高値となる 1,883 万円台を記録し、全体的にも回復基調となる一年となりました。

これらの市場動向により、当事業年度の営業収益は 7,398 百万円となり、営業利益は 3,172 百万円、経常利益は 2,559 百万円となりました。

II. 会社の業務の適正を確保するための体制

[決定内容]

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「取締役 会規程」「情報セキュリティに関する基本方針」「システムリスクに関する基本方針」等に定めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理に関する体制については、「リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。

6. 監査等委員の補助者に関する事項

(1) 監査等委員は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人(以下「補助者」という。)を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(2) 会社は、監査等委員全員の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。

(3) 監査等委員の指示の実効性を確保するため、監査等委員の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。ただし、監査等委員全員の同意がある場合は、この限りでない。

7. 監査等委員への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査等委員に報告するものとする。

①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。

②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。

③監査等委員が報告を求めたとき。

(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、必要があると認めるときは、その職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

[運用状況の概要]

1. 取締役会の開催状況

当事業年度は取締役会を15回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。

2. 監査等委員会の開催状況

当事業年度は2025年9月に設置した監査等委員会を4回開催し、業務執行の状況や会計監査人の追加報酬について審議を行いました。

3. 規程等の見直し

業務や内部体制の状況に合わせ、暗号資産管理のための規程類の改定のほか、外国為替証拠金取引サービス等の規程類の整備を行いました。

Ⅲ. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっており、あわせて当社のシステム開発・運用・保守等事業を委託しております。

Ⅴ. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

以上